

## 募集要項等の訂正【第2回】

平成25年10月10日に公表した「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」の募集要項等を、次のとおり訂正する。

	資料名	頁番号	項目	訂正前	訂正後
1	募集要項	4	5 事業スケジュール	平成25年10月10日～11月1日 募集要項等に関する質問受付期間 平成25年11月11日 募集要項等に関する質問回答 平成25年11月25日 企画提案書の提出期限	平成25年10月10日～11月5日 募集要項等に関する質問受付期間 平成25年11月13日 募集要項等に関する質問回答 平成25年11月29日 企画提案書の提出期限
2	募集要項	10	2 募集要項等に関する質問の受付	平成25年11月1日(金)16時まで(必着)	<u>平成25年11月5日(火)16時まで(必着)</u>
3	募集要項	11	3 募集要項等に関する質問回答 ② 回答公表予定日	平成25年11月11日 (月)	<u>平成25年11月13日 (水)</u>
4	募集要項	11	4 企画提案書類の受付 ① 提出期限	平成25年11月25日 (月) 15時まで。	<u>平成25年11月29日 (金) 18時まで。</u>
5	募集要項	13	(3) 機体に係る突発的な故障リスクの基本的考え方	(3) 機体に係る突発的な故障時の基本的考え方	(3) 機体に係る突発的な <u>故障リスク</u> の基本的考え方
6	募集要項	13	(3) 機体に係る突発的な故障リスクの基本的考え方	ヘリコプターの特性を考慮し、日常的な維持管理の実施(業務要求水準書(資料-1)で示す業務)を実施していたにも係わらず発生する突発的な故障の基本的考え方は、以下のことを原則とする。	機体にかかる突発的な故障とは、 <u>日常的な維持管理及び定期的な点検に基づく維持管理を適切に実施(業務要求水準書(資料-1)で示す業務)を</u> していたにも係わらず発生する機体に係る突発的な故障(以下「突発的な故障」という。)とする。 <u>ただし、消耗品や定期的に交換を要する部品等の故障を除く。この突発的な故障リスクの基本的考え方は、以下のことを原則とする。</u>

7	募集要項	13	(3) 機体に係る突発的な故障リスクの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>機体に係る突発的な故障発生時の事由が事業者の責になるかどうか判断がつかない場合を想定し、その間は「監視及び改善措置要領」に示す支払いの減額措置の対象としない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機体に係る突発的な故障の発生事由が事業者の責になるかどうか判断がつかない場合を想定し、その間は「監視及び改善措置要領」に示す支払いの減額措置の対象としない。</li> </ul>
8	募集要項	13	(3) 機体に係る突発的な故障リスクの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な故障発生により業務要求水準書（資料-1）に示す業務が実施できない場合は、その間の「防災ヘリコプターの運航に関する業務」の対価は支払わないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な故障の発見により業務要求水準書（資料-1）に示す業務が実施できない場合は、その間の「防災ヘリコプターの運航に関する業務」の対価は支払わないものとする。</li> </ul>
9	募集要項	13	(3) 機体に係る突発的な故障リスクの基本的考え方	—	<p><u>国は、突発的な故障と認められた場合、当該事象について係る費用（部品費及び修理費）の半分を負担するものとする。ただし、国が費用の半分を負担する突発的な故障は5年に1回程度発生する比較的規模の大きい突発的な故障とし、対象とする突発的な故障の規模は事業者が提案する一件あたりの額（修理に必要な部品費及び修理費）により決定する（右図参照）。</u></p>
10	資料1 業務要求水準書	11	(1) 防災ヘリコプターの確保に関する業務 b. 航空法で定める装置等	12) 機体の位置情報が正確に分かり、かつ伝送できる機材一式	(削除)
11	資料1 業務要求水準書	17	別紙1 装備品一覧	—	<p>8 <u>空調装置（機内エアコン）</u></p> <p>9 <u>機体の位置情報が正確に分かり、かつ伝送できる機材一式</u></p>
12	資料2 優先交渉権者選定基準	3	表1 提案内容の評価項目及び配点	【様式No】について	【全ての評価項目において様式Noを追記】

13	資料2 優先交渉権者選 定基準	4	表1 提案内容の 評価項目及び配点 【突発的故障につ いて】	—	【評価項目】突発的故障について 【評価の視点】5年に1回程度発生する比較的規模の 大きい突発的故障について、具体的且つ明確な根拠 に基づき費用が明確になっているか。等 【配点】4点
14	資料2 優先交渉権者選 定基準	4	表1 提案内容の 評価項目及び配点 【実施体制につ いて】	【配点】8点	【配点】4点
15	資料4 事業契約書(案)	17	第49条	(本防災ヘリコプターの突発修繕に関する責任分 担) 第49条 前条の規定に関わらず、「突発修繕業務」に 関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場 合には、「事業者」が当該増加費用及び損害を負担 する。	担) 第49条 前条の規定に関わらず、「突発修繕業務」に 関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場 合には、「事業者」が当該増加費用及び損害を負担 する。 2 前項の規定にかかわらず、前項の「突発修繕業 務」が次の各号のいずれにも全てに該当することを 「事業者」が合理的に証明し、「発注者」が認めた 場合には、「突発修繕業務」の実施に必要な費用の 半額を「発注者」が負担する。 一 消耗品又は定期的に交換を要する部品等以外の 「突発修繕業務」である場合こと 二 個別の「突発的故障」による「突発修繕業務」 の実施に必要な費用が【 】円(事業者の提案 額に基づき記載する。消費税及び地方消費税を含ま ない。)を超過すること場合。 三 5年に1回程度以上又はそれ以下の頻度で発生す る「突発的故障」による場合であること 四 「突発修繕業務」の実施に要する費用がサービ ス対価の範囲内で吸収することが合理的に困難である 場合こと
16	資料4 事業契約書(案)	27	別紙1 40	40 「突発的故障等」 「本防災ヘリコプター」について、「業務要求水準 書」に基づき日常的な維持管理を実施してもなお発 生する「本防災ヘリコプター」の突発的な故障をい う。	40 「突発的故障」 「本防災ヘリコプター」について、「業務要求水準 書」に基づき日常的な維持管理及び定期的な点検に 基づく維持管理を適切に実施してもなお発生する 「本防災ヘリコプター」の機体にかかる突発的な故 障をいう。

17	資料5 様式集及び記載 要領	4	第3. 様式一覧	—	(様式6-4) 突発的故障について
18	資料5 様式集及び記載 要領		様式6-4 突発的故障につい て	—	<p>(評価基準)</p> <p>・5年に1回程度発生する比較的規模の大きい突発的故障について、具体的且つ明確な根拠に基づき費用が明確になっているか。等</p> <p>防災ヘリコプターの「突発的故障※」に係る費用 万円/件</p> <p>※「突発的故障」の定義については、募集要項VI-4-(3)「機体に係る突発的な故障時の基本的な考え方」を参照してください。</p> <p>※提案書作成の際は、上記「評価基準」を削除して記入して下さい。</p>
19	資料6 サービス対価の支 払い方法	3	2. サービス対 価の内訳 表 1 サービス対 価の内訳	<p>・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用（東京ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む）の毎年度20時間分</p>	<p>・防災ヘリコプターの運航に係る費用のうち、航空燃料及び潤滑油、消耗品に係る費用並びに、運航要員の労務費用（事業者が提案する拠点ヘリポート以外に着陸したときの宿泊料及び日当を含む）の毎年度20時間分</p>